



# 日刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (222) 7207 番

94.7.7 No. 4021

## 終身雇用制解体 労基法改悪

# を許すな!

### 労基法改悪の改悪 狙うは、労働者、資本 家階級!

日経連は、「二一世紀にむけた労働力・雇用政策」だとして「ゆとり・豊かさの実現と労働力・雇用問題への対応―労働力・雇用問題研究プロジェクト最終報告」(以下「報告」という)という報告を打ち出している。

打ち出されている内容は、①現在の終身雇用制を徹底的に解体する②効率化＝合理化を徹底的に行なう。③女性保護法の改悪を含む労基法＝労働者保護法の徹底的な改悪を目標とする「報告」となっている。

### 終身雇用制の徹底的な解体、徹底した合理化

「報告」は、「若年層人口の減少や労働時間の短縮などにより、将来的に労働力の需要逼迫は、構造化すると予想される。」ので「企業においては、省力化・合理化技術の推進、ホワイトカラーを中心とする在籍従業員の効率的活用高年齢者・女性の活用に従来以上の努力の傾注がのぞまれる」としている。

①ホワイトカラーの生産性向上については、  
「業務の効率化をはかることにより人員を有効に活用し、捻出された人材は戦略部門に重点的に配置することが肝要である。また、ホワイトカラーの評価も労働時間だけでなく、仕事の成果でおこなうことが大切である。」と、合理化によって生み出された要員は、他の部

門へ回す。ホワイトカラーの労働評価は、労働時間の概念を取り払い、仕事の中身のみで判断するという、今以上の徹底した搾取・収奪を狙うという許すまじき内容となっている。

また、②「高齢者の活用」については、「定年(原則六〇才)まではストック型人材(長期継続雇用)として、定年後は再雇用を原則にフロー型人材(短期フレキシブル雇用)として活用する。」  
「ストック型人材の期間に知識、技術、技能などの蓄積・開発キャリアの育成に企業・本人が努力することを基本にすえ、定年後は高齢者の体力・知力などには個人差が大きいため、フロー型人材として本人のキャリアなどに応じたきめ細かい再雇用管理をおこなうことを狙いとしている」というのである。

つまり常備労働者は一部の長期継続雇用の労働者のみ、圧倒的多数は資本として使いたい時に使う短期のフロー型人材として区別し、使い分けるとしているのである。  
そしてそのために、さらに労働者個々の個人差を「きめ細かく」徹底的に管理し、資本にとって都合の良い労働者と区別を行なうとしているのである。

日経連報告は現段階で、六〇才をその境としていくとしているが、そうした雇用形態は今後、若年層を対象に襲いかかってくることは火を見るよりも明らかである。

### 女性の企業奴隷への「意図的改悪」 「女性保護法」の徹底的改悪

また、「女性労働者の活用」については、「女性の雇用を確保し、女性がいきいきと仕事のできる環境を整備していくためには、従来にもまして、企業はもちろん、社会全体としても多面的視点から女性労働にかかわる諸問題を把握し、解決策を講じていく必要がある」として

(a)「家庭生活と職業生活の両立をいかにして図っていくか。」と  
いった「就労環境の整備」、  
(b)女性の勤労意欲を引き出すための「人事方針の確立」、  
「女性自身にもこれまで以上にプロフェッショナルな意識をもって意欲的に仕事にとりくむ姿勢が必要となってくる」ので「意識革命」が必要、

(c)「女性の雇用、就労機会の拡大のためには、企業の努力に加えて、より実質的な面における行政の支援施策の充実がのぞまれる」として「託児所・保育所や老人介護など医療サービスの整備・充実労働時間をめぐる女性保護規定の見直し」を主張している。

つまり、通産省産業政策局(日刊No.四〇一五で既報)の「……経済システム」と同様、「女性保護規定の見直し」を行い、女性にもプロフェッショナルとしての「意識革命」によって企業への忠誠を誓わせるという内容なのだ。

### 労基法の徹底的改悪

そして、結びとして、  
「わが国の労働立法の多くは、労働力供給の豊富な時代の産物であり、かつ基本的には労働者保護をその基本理念としているといつて

よいであろう。しかしながら、労働力は今後その供給がきわめて制約されようとしており、現行の労働立法の規定が労働力の有効な活用に支障となつていゝ面があることは否定できない。したがって、新しい時代に即応して、労働者保護を図りながら、労働力を効率的に活用することができるよう、現行の労働立法について必要な見直しをおこなうことが望まれる」としてあからさまに労働基準法や前述のとおり女性保護規定をも改悪することをはじめとして労働立法の大改悪を狙っているのである。  
そしてこれが、現在の政府の主張する「規制緩和」の具体的な内容なのである。

政府・労働省、資本が、前述の結びの文章ごとく「将来、労働力の不足が見込まれ、新しい時代に即応して、労働者の保護を図る」といくら主張しても、一方では、今日不況を理由に新規採用者の採用内定を一方的に取り消し等を平然と行なっている現実を見ると、「労働者保護」などという主張が見え透いたうであること明らかである。ましてや政府・資本は、現行の労基法下においても、長時間労働やサービス残業の強制で過労死が続発している労働者の実態についてのなんら反省もない。われわれは、政府の進める規制緩和、そしてその具体的内容としての労基法・労働法改悪攻撃を許すことは出来ないのである。

**7月10日 一松海岸 9時30分**  
団結地引網大会  
海の家「あいのり」